

平成22年「投資の日」記念イベント等について

平成22年7月

証券知識普及プロジェクト

証券知識普及プロジェクト（本協会、東京証券取引所グループなど証券関連8団体で構成）では、中立かつ公正な立場から長期・継続的に証券知識の普及・啓発を図ることを目的に、国民各層に対し多岐に亘る事業を展開している。

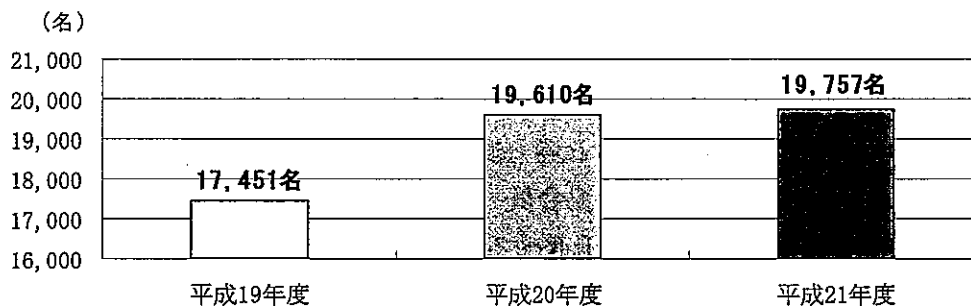
そうした活動の一環として、毎年、10月4日の「投資の日」を中心に、全国各地で講演会・セミナー等のイベント及び証券投資PR等のキャンペーンを実施している。本年については、以下の取り組みを行う予定である。

1. 基本コンセプト

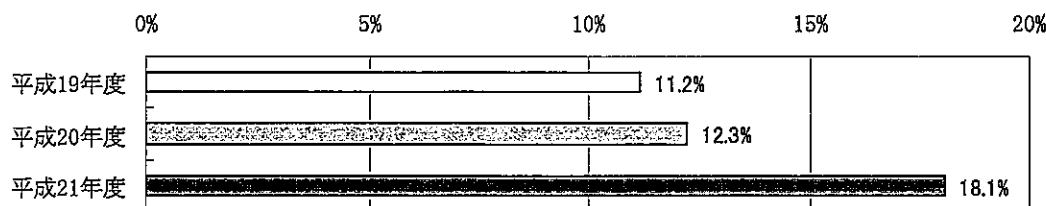
将来の資産形成に向けた証券投資の意義や必要性について考えて頂き、個人投資家の裾野拡大に繋げていくため、より多くの投資未経験者・初心者及び現役層に参加頂けるイベントを開催するとともに、日頃証券に馴染みのない方々に証券界・証券投資をより身近に感じてもらえるためのキャンペーン活動を展開する。また、当該層へのアプローチ媒体として有効な新聞、ラジオ、インターネットなどマスメディアの一層の活用を図る。

（参考）イベント来場者数の推移、投資未経験者比率及び現役層比率（※）

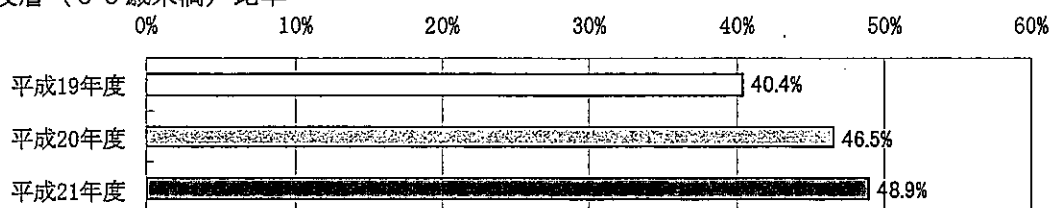
○イベント来場者数の推移



○投資未経験者比率



○現役層（60歳未満）比率



※一般向け普及・啓発イベント（「投資の日」記念イベント及び「春季投資セミナー」）の来場者アンケート結果より

2. 実施内容

(1) 「投資の日」記念イベントの開催

証券知識の普及・啓発を目的として、講演会・セミナー等のイベントを全国各地で開催する。投資未経験者・初心者及び現役層を中心に、日頃証券に馴染みのない方々が気軽に参加できるよう、休日及び平日夜間開催の会場をさらに増やすほか、ラジオ番組や新聞コラムと連携したセミナーなども織り込む。さらに、証券業界を身近に感じてもらう企画として、証券関係スポットを巡るウォーキングツアーを今回初めて実施する。（全国 9 地区 24 都市 31 会場で開催予定。）

（別紙）

（特色あるイベント）

- ・お江戸日本橋 証券・金融の街ウォーキング：10月2日～5日の2～3日間開催。
- ・ラジオ番組放送、公開放送イベント：山梨県、愛知県で開催。
- ・シティリビング コラム連載・共催セミナー：20～30代のOL向けに開催。

(2) ～「投資の日」キャンペーン～ 投資について考えてみませんか？

「知って納得！暮らしに投資」クイズ&アンケートの実施（仮）

昨年度に引き続き、クイズやアンケートを通じて、一人でも多くの一般消費者に証券投資の意義や証券知識の習得の重要性について考えてもらうための取り組みを、新聞広告やインターネット専用サイト等の媒体を用いて展開する。（昨年度は 46,614 名が応募。投資未経験者比率 37.1%、現役層比率 71.3%）

(3) その他の活動

- ① 証券投資に関する特集記事広告の掲載。（日本経済新聞朝刊 全国版：10/4掲載）
- ② 協会員に対して、証券投資の普及・啓発に関するポスターの店頭掲示及び本支店での「投資の日」に因んだセミナー等の開催に関する協力依頼を行う。（通年掲示用のポスターを証券知識普及プロジェクトが作成し、掲示希望協会員へ配布する。）
- ③ 東京証券会館の壁面に「投資の日」をPRする懸垂幕の設置（設置期間9/1～10/31）
- ④ 証券投資について「親しみ」や「身近なもの」という印象を持ってもらうことを目的に、「投資の日」マスコットキャラクター（とうしくん）のPR、着ぐるみの活用。

（証券知識普及プロジェクト主催のイベント会場等に記者会見ボードを設置し、“とうしくん 着ぐるみ”が握手会・撮影会を行い、“親しみやすい証券投資”をPRする。）

以 上

平成22年「投資の日」記念イベント 講演テーマ・講師一覧

22. 7. 20

担当地区協会	日 程	会 場	内 容
東 京	10/4(月)	東京国際フォーラム ホールC (収容人員 1,500名) 千代田区丸の内3-5-1	【昼の部】 <13:30~13:45> 挨拶／日本証券業協会 会長 前 哲夫 挨拶／金融庁 (予定)
			<13:45~14:45> 講演／「いま日本の将来像を考える ～魅力と活力にあふれる社会を目指して」(仮) 幸田 真音 氏 (作家)
			<15:00~16:00> 対談／「これからの時代に必要な家庭の経済学」(仮) 伊藤 元重 氏 (東京大学大学院 経済学研究科教授) 北見 久美子 氏 (ファイナンシャル・プランナー)
			【夜の部】 <19:00~20:00> トークショー／「これからのライフ&マネープランを 考える」(仮) 伊藤 元重 氏 (東京大学大学院 経済学研究科教授) 未定 (タレントを予定) 未定 (タレントを予定)
	10/2(土)・ 4(月)~5(火)	日本橋界隈の金融スポット (募集定員 320名) 東京証券取引所、JADSAQ-OSSE プラザ、証券会社、日本銀行、貨幣博物館等 を見学予定	お江戸日本橋 証券・金融の街ウォーキング 【午前の部】 ①<9:30~12:30> ②<9:45~12:45> 【午後の部】 ③<13:00~16:00> ④<13:15~16:15>
	10/16(土)	山梨文化会館 (収容人員 300名) 甲府市北口2-6-10	山梨放送 ラジオ番組放送・公開録音イベント ラジオ番組「今日から実践! あなたのマネープラン」(仮) (9月~11月) 【公開録音イベント】 <時間未定> 講演／「夢をかなえるために ～ライフプラン・マネープランを考えよう!～」(仮) 大竹 のり子 氏 (ファイナンシャル・プランナー)
			<時間未定> 公開録音/ 吉岡 秀樹 氏 (山梨放送アナウンサー) 大竹 のり子 氏 (ファイナンシャル・プランナー) 未定 (タレントを予定)
	10/26(火)	青山ダイヤモンドホール (収容人員 200名) 港区北青山3-6-8	シティリビング コラム連載・共催セミナー コラム「タイトル未定」(計5回連載) 【コラム連動 女性向けセミナー】 <19:00~19:45> 講演／「自分の5年後 夢をかなえるマネープラン」(仮) 井戸 美枝 氏 (ファイナンシャル・プランナー)
			<19:55~20:40> 読者参加型イベント/ 井戸 美枝 氏 (ファイナンシャル・プランナー) 未定 (司会者を予定)
大 阪	10/4(月)	大阪府中央公会堂 大集会室 (収容人員 1,100名) 大阪市北区中之島1-1-27	<13:15~14:15> 講演／「グローバル社会における日本の生き方について」(仮) 岡本 行夫 氏 (外交評論家)
			<14:30~15:30> 講演／「今後の内外経済と株式市場の見通し」(仮) 木野内 栄治 氏 (大和証券キャピタル・マーケットズ(株) 金融証券研究所 投資戦略部チーフテクニカルアナリスト兼 シニアストラテジスト)

担当地区協会	日 程	会 場	内 容
大 阪	10/12(火)	ウィングス京都 イベントホール (収容人員 280 名) 京都市中京区東洞院通六角下る 御射山町 2 6 2	<18:15～19:45> 講演／「モリタク流 “投資知識” の磨き方」(仮) 森永 卓郎 氏 (経済アナリスト・獨協大学経済学部教授)
	10/16(土)	アステ川西 アステホール (収容人員 200 名) 川西市栄町 2 5 - 1	<14:00～15:00> 講演／「お金で苦労する人 しない人」 中谷 彰宏 氏 (作家)
			<15:10～16:10> 講演／「知って納得！証券投資のポイント」(仮) 竹川 美奈子 氏 (ファイナンシャル・ジャーナリスト)
	10/21(木)	大丸心斎橋劇場 (収容人員 270 名) 大阪市中央区心斎橋 1 - 7 - 1	<18:30～20:00> 講演／「知って納得！証券投資のポイント」(仮) 逢坂 ユリ 氏 (資産運用コンサルタント)
	10/23(土)	宇治市生涯学習センター 第 1 ホール (収容人員 200 名) 宇治市宇治琵琶 4 5 - 1 4	<14:00～15:00> 講演／「ちょっと一工夫、資産運用を面白くする方法」(仮) 須原 光生 氏 (金融・投資 教育コンサルタント)
			<15:10～16:10> 講演／「世界一やさしい投資入門」(仮) 佐藤 まり江 氏 (キャスター)
名古屋	10/26(火)	神戸国際会館 大会場 (収容人員 250 名) 神戸市中央区御幸通 8 - 1 - 6	<18:15～19:45> 講演／「モリタク流 “投資知識” の磨き方」(仮) 森永 卓郎 氏 (経済アナリスト・獨協大学経済学部教授)
	10/2(土)	栄 三越ラシック 1 階 パサージュ (収容人員 各回 150 名 計 300 名) 名古屋市中区栄 3 - 6 - 1	Z I P - F M ラジオ番組放送・公開生放送イベント ラジオ番組「あなたも “投資” デビュー」(仮) (9 月～11 月、全 13 回) 【公開生放送イベント】 ①<15:45～16:15> ②<17:00～17:30> (仮) 「SATURDAY GO AROUND@ラシック」 堀江 美穂 氏・磯谷 祐介 氏 (ナビゲーター) 逢坂 ユリ 氏 (資産運用コンサルタント)
	10/3(日)	じゅうろくプラザ 5 階 大会議室 (収容人員 240 名) 岐阜市橋本町 1 - 1 0 - 1 1	<14:05～15:00> 講演／「日本に、グローバルに、投資する ～今必要な資産運用のあり方～」 菅田 芳恵 氏 (NPO 法人エイプロシス証券カウンセラー)
			<15:10～16:10> 講演／「日本経済、これからのキーワード」(仮) 武者 陵司 氏 (株式会社武者リサーチ 代表)
			【資産運用質問コーナー】 <12:30～16:10> 戸田 達夫 氏 (NPO 法人エイプロシス証券カウンセラー)
	10/4(月)	ウインクあいち (愛知県産業労働センター) 2 階 大ホール (収容人員 800 名) 名古屋市中村区名駅 4 - 4 - 3 8	<13:05～14:00> 講演／「2015 年、アジアの盟主として ナゴヤから新たな『開国』の時代へ」(仮) 奥田 誠 氏 (開野村総合研究所 コンサルティング事業本部 名古屋オフィス代表) <14:15～15:15> 講演／「日本に、グローバルに、投資する ～今必要な資産運用のあり方～」 東京証券取引所 担当者 <15:30～17:00> パネルディスカッション／「投資で育む私たちの未来 ～これからの投資スタイルを探る～」 家森 信善 氏 (名古屋大学大学院経済学研究科 教授) 前田 昌孝 氏 (日本経済研究センター 主任研究員) 逢坂 ユリ 氏 (資産運用コンサルタント) (仮) 東京証券取引所 担当者 【資産運用質問コーナー】 <12:00～17:00> 内田 英爾 氏 (NPO 法人エイプロシス証券カウンセラー) 永井 功 氏 (NPO 法人エイプロシス証券カウンセラー)

担当地区協会	日 程	会 場	内 容
名古屋	10/9(土)	ホテルセンチュリー静岡 4 階 クリスタルルーム (収容人員 250 名) 静岡市駿河区南町 1 8 - 1	<14:05～15:00> 講演／「日本に、グローバルに、投資する ～今必要な資産運用のあり方～」 都島 忠比古 氏 (NPO 法人エイプロシス証券カウンセラー)
			<15:10～16:10> 講演／「日本経済、これからのキーワード」(仮) 武者 陵司 氏 (株式会社武者リサーチ 代表)
			【資産運用質問コーナー】 <12:30～16:10> 石原 敬子 氏 (NPO 法人エイプロシス証券カウンセラー)
	10/30(土)	じばさん三重 (三重北勢地域地場産業振興センター) 6 階ホール (収容人員 250 名) 四日市市安島 1 - 3 - 1 8	<14:05～15:00> 講演／「日本に、グローバルに、投資する ～今必要な資産運用のあり方～」 川合 公 氏 (NPO 法人エイプロシス証券カウンセラー)
			<15:10～16:10> 講演／「日本経済、これからのキーワード」(仮) 武者 陵司 氏 (株式会社武者リサーチ 代表)
			【資産運用質問コーナー】 <12:30～16:10> 宮崎 英壽 氏 (NPO 法人エイプロシス証券カウンセラー)
北海道	9/26(日)	ホテル日航ノースランド帯広 2 階 ノースランドホール (収容人員 100 名) 帯広市西 2 条南 1 3 - 1	<14:20～16:00> 講演／「次世代につなぐ地域潜在能力の高め方」 木村 俊昭 氏 (農林水産省大臣官房政策課企画官)
			<16:10～17:30> 講演／「日本はどこまで成長できるか －フツ－の人の暮らしと豊かさについて考える－」 金子 勝 氏 (慶應義塾大学 経済学部教授)
	10/3(日)	ホテルオークラ札幌 2 階 フォンテーヌ A (収容人員 250 名) 札幌市中央区南 1 条西 5 丁目	<13:10～14:30> 講演／「視点を変えて見えるもの －“できない”を“できる”に変える－」 木村 俊昭 氏 (農林水産省大臣官房政策課企画官)
			<14:40～16:00> 講演／「どうなる日本経済と株式市場 －先読み深読みで見えるもの－」 前田 昌孝 氏 (日本経済研究センター 主任研究員)
東 北	10/14(木)	仙台市情報・産業プラザ 多目的ホール (収容人員 500 名) 仙台市青葉区中央 1 丁目 3 - 1 アエル 5 階	<19:00～20:00> 講演／「日本経済の現状と展望」(仮) 森永 卓郎 氏 (経済アナリスト・獨協大学経済学部教授)
			<20:10～21:10> 講演／「資産運用を始める際のポイント」(仮) 佐藤 まり江 氏 (キャスター)
北 陸	10/3(日)	福井県民ホール (収容人員 400 名) 福井市手寄 1 - 4 - 1 アオッサ 8 階	<14:00～15:00> 講演／「人生に必要なもの ～それは健康とお金」(仮) 三屋 裕子 氏 (スポーツプロデューサー)
			<15:15～16:15> 講演／「日本経済の将来とマネーライフ」(仮) 幸田 真音 氏 (作家)
中 国	10/1(金)	ホテルグランヴィア岡山 4 階 フェニックス (収容人員 250 名) 岡山市北区駅元町 1 - 5	<13:05～14:35> 講演／「始める前に知って欲しい投資の知識 ～基本を知る者が勝つ！～」(仮) 杉村 富生 氏 (経済評論家)
	10/2(土)	くにびきメッセ 5 階 501 大会議室 (収容人員 100 名) 松江市学園南 1 - 2 - 1	<13:05～14:35> 講演／「始める前に知って欲しい投資の知識 ～基本を知る者が勝つ！～」(仮) 杉村 富生 氏 (経済評論家)
	10/3(日)	浜田ステーションホテル 2 階 陽光殿 (収容人員 100 名) 浜田市浅井町 6 4 - 1	<13:35～15:05> 講演／「始める前に知って欲しい投資の知識 ～基本を知る者が勝つ！～」(仮) 杉村 富生 氏 (経済評論家)

担当地区協会	日 程	会 場	内 容
中 国	10/4(月)	リーガロイヤルホテル広島 4 階 クリスタルホール (収容人員 300 名) 広島市中区基町 6-7 8	<13:05~14:35> 講演／「長期投資で日本は蘇る！」 澤上 篤人 氏 (さわかみ投信㈱ 代表取締役社長)
			<14:50~16:20> 講演／「始める前に知って欲しい投資の知識 ～基本を知る者が勝つ！～」(仮) 杉村 富生 氏 (経済評論家)
	10/8(金)	防府グランドホテル 2 階 ニューヨーク・ニューヨーク (収容人員 100 名) 防府市駅南町 15-20	<14:05~15:35> 講演／「始める前に知って欲しい投資の知識 ～基本を知る者が勝つ！～」(仮) 杉村 富生 氏 (経済評論家)
	10/9(土)	海峡メッセ下関 国際貿易ビル 10 階 国際会議場 (収容人員 100 名) 下関市豊前田町 3-3-1	<13:35~15:05> 講演／「始める前に知って欲しい投資の知識 ～基本を知る者が勝つ！～」(仮) 杉村 富生 氏 (経済評論家)
四 国	10/11(月・祝)	ピュアリティまきび 2 階 孔雀 (収容人員 100 名) 岡山市北区下石井 2-6-41	<13:05~14:35> 講演／「知識・経験ゼロから始めるお金の殖やし方講座」 内藤 忍 氏 (㈱マネックス・ユニバーシティ 代表取締役社長)
			<14:50~15:50> 講演／「目からうろこの投資塾、面白・楽しく株式入門」 須原 光生 氏 (金融・投資 教育コンサルタント)
九 州	10/14(木)	いよてつ高島屋 9 階 ローズホール (収容人数 250 名) 松山市湊町 5-1-1	<13:30~14:45> 講演／「投資未経験者でもわかる金融・経済のはなし ー「BRICs」って何？ー」(仮) 杉村 富生 氏 (経済評論家)
			<15:00~16:00> 講演／「知って納得！証券投資のポイント」(仮) 逢坂 ユリ 氏 (資産運用コンサルタント)
九 州	10/3(日)	KMMビル (収容人数 150 名) 北九州市小倉北区浅野 2-14-1	<13:00~14:30> 講演／「お金が好きやねん！投資とライフプランと・・・！」(仮) いちのせ かつみ 氏 (ファイナンシャル・プランナー、 生活経済ジャーナリスト)
			<14:45~16:15> 講演／「必聞！個人投資家のための株式投資実践法」(仮) 木村 佳子 氏 (株式評論家)
	10/4(月)	西鉄グランドホテル (収容人数 300 名) 福岡市中央区大名 2-6-60	【昼の部】 <13:30~14:45> 講演／「マネープランの必要性について考える」(仮) 多田 羅 信 氏 (大和証券㈱ 投資情報部長)
			<15:00~16:30> 講演／「必聞！個人投資家のための株式投資実践法」(仮) 木村 佳子 氏 (株式評論家)
			【夜の部】 <18:00~19:15> 講演／「お金が好きやねん！投資とライフプランと・・・！」(仮) いちのせ かつみ 氏 (ファイナンシャル・プランナー、 生活経済ジャーナリスト)
			<19:30~20:45> 講演／「知っておきたい証券投資と税金の話」 森 満彦 氏 (税理士・CFP 認定者・1 級FP 技能士)

(9 地区 24 都市 31 会場 収容人員 11,260 名 ※昨年度 9 地区 27 都市 36 会場 参加人数 10,580 名/収容人員 14,129 名)

※やむを得ず講師、講演内容等が変更となる場合もございますので、予めご了承ください。

以 上

平成22年7月20日
日本証券業協会

韓国資本市場説明会の開催について

1. 韓国金融投資協会 (Korea Financial Investment Association : KOFIA) (注1)は、韓国金融委員会 (注2) との共催により、昨年に引き続き、東京で韓国の資本市場をプロモートするため、以下のイベントの開催を予定している。

名 称：韓国資本市場説明会
日 時：2010年9月7日 (火) 9:00～14:00
開催場所：マンダリン・オリエンタル東京
主 催：韓国金融委員会・韓国金融投資協会
プログラム：別紙参照
参加費：無料

2. 本イベントにつき、本協会は、昨年と同様に次の協力を行う予定。
- 1) 協賛名義の使用
 - 2) 開会時の前会長によるスピーチ
 - 3) 本協会ネットワーク (協会 WAN) を通じた会員・特別会員会社への周知
3. セミナー終了後の昼食時には日韓業界代表者による懇談会が開催される予定。
日本からは、本協会の会員及び特別会員代表者、並びにその他金融機関の代表者に参加を求めている。

(注1) 韓国証券業協会 (KSDA)、韓国資産運用協会、韓国先物協会の3機関が合併して、昨年2月4日に発足。会長は KSDA 会長であったファン・ゴンホ氏。

本協会は、2006年5月に KSDA との間で MOU (業務協力協定) を締結。その後先方から数回調査団が本協会等を訪問したほか、2008年6月には ICOSA (国際証券業協会会議) ソウル総会と同時に開催された KSDA 国際セミナーで本協会の安東前会長が講演を行い、昨年2月の KOFIA 設立式典にも出席している。

(注2) 韓国の金融監督当局。日本の金融庁に相当。

以 上

韓国資本市場説明会



2010 KOREA CAPITAL MARKET CONFERENCE

- ④ 日時：2010年9月7日(火曜日)
- ⑤ 場所：マンダリン オリエンタル 東京
- ⑥ 主催：韓国金融委員会・韓国金融投資協会

日本と韓国、両国は地理的に近く、歴史、文化面でも共通点が多いことから、政治・経済・社会・文化などあらゆる分野で相互交流が活発に行われています。しかしながら、日韓両国間で広範な相互交流が進展する中で、資本市場間の交流はまだ不十分との感を否めません。これは、両国の投資家、市場関係者に相手国の経済や資本市場、最近の動向に関する情報が十分提供されていないことによるものと思われます。

韓国経済は世界に影響を及ぼした金融危機を脱し、その力強い回復力は高く評価されており、また、韓国の株式市場は、2008年にDow Jones先進国指数、2009年にFTSE先進国指数に組み入れられており、最近の世界金融危機の中でも相対的に安定的な回復傾向を見せております。

日本の機関投資家の皆様に韓国経済と資本市場に関する理解を一層深めていただくために、韓国金融委員会及び韓国金融投資協会は昨年に続き、来る9月7日(火)に東京において「韓国資本市場説明会」を開催いたします。ご多忙中のこととは存じますが、何とぞ本説明会にご参加いただき、皆様が韓国資本市場に対する理解を深め、新たな投資機会を発見する一助として頂ければ幸いです。

2010年 7月

韓国金融委員会委員長 陳 模 添(ジン・ドンス)
韓国金融投資協会会長 貴 健 彦(ファン・ゴンボ)

⑦ プログラム

08:00-09:00	参加者登録
09:00-09:05	開会の言葉(貴健彦 韓国金融投資協会会長)
09:05-09:10	歓迎の言葉(前哲夫 日本証券業協会会長)
09:10-09:20	基調講演：韓国の資本市場に関する基本政策(崔基世 韓国金融委員会副委員長)
09:20-10:30	セッションⅠ：韓国の金融資本市場と投資環境
09:20-09:40	韓国経済及び資本市場の現状と見通し(林春添 韓国投資証券専務)
09:40-10:00	固定市場(金在勳 企画財政部国庫局長)
10:00-10:20	金融産業(趙炳文 有価証券証券センター長)
10:20-10:30	Q&A
10:30-10:45	Coffee Break
10:45-12:35	セッションⅡ：韓国の主要産業の状況
10:45-11:05	IT及び電子通信産業(任弘彬 ソロモン投資証券センター長)
11:05-11:25	自動車産業(趙錫洪 現代証券トップアナリスト)
11:25-11:45	鉄鋼産業(李潤穆 友利投資証券トップアナリスト)
11:45-12:05	造船産業(成基鎔 大宇証券トップアナリスト)
12:05-12:25	石油化学産業(黃相淵 未来アセット証券センター長)
12:25-12:35	Q&A
12:35-14:00	昼食会(ゲスト・スピーチ：崔哲賢 駐日大使、韓日業界代表者懇談会)

ご希望があれば、昼食後、少人数会合等をお申し込みいただけます。

スピーカーは変更されることがあります。

⑧ 本会場のWEBホームページ「www.2010koreaconference.com/jp」を通じてご登録下さい。

⑨ 「2010 韓国資本市場説明会(Korea Capital Market Conference)」事務局
Tel. +82-2-2003-9791 Fax. +82-2-783-4669
E-mail. info@kofia.or.kr Website. www.2010koreaconference.com/jp

PTS を通じた空売りにおける公正確保に伴う「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等の一部改正等について

平成 22 年 7 月 20 日
日本証券業協会

I. 改正等の趣旨

金融庁の「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」が平成 22 年 3 月 4 日付で改正され、私設取引システム（以下「PTS」という。）運營業務の認可に当たって、「取引所金融商品市場で行えば空売り規制に抵触することとなる空売り等の取引の公正を害する売買等を排除する方法及び態勢が確立していること」が求められたところである。

そこで、本年 5 月に本協会のエクイティ委員会の下部組織として「取引所外売買など株券等の取引の制度整備に関するワーキング・グループ」を設置し、検討を行ってきたところであるが、今般、当該公正を害する売買等を排除する方法及び態勢の確立を行わしめるため、「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等の一部改正等を行うこととする。

II. 改正等の骨子

1. 「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正について

- (1) この規則における「空売り」及び「信用取引」について定義を追加することとする。

(第 2 条第 8 号及び第 9 号)

- (2) PTS 運營業務の認可を受けた会員（以下「認可会員」という。）は、当該認可業務において空売りを行う場合には、細則に定めるところにより行わなければならないこととするとともに、空売りの公正確保のための社内規則の制定など、管理態勢の確立を求めることとする。

(第 6 条の 2 第 1 項から第 3 項)

- (3) 認可会員は、認可業務において、信用取引を行ってはならないこととする。また、認可会員が行う認可業務において執行される顧客の注文を認可会員に取り次ぐことのできる会員（以下「参加会員」という。）は、信用取引となる顧客の注文を取り次いではならないこととする。

(第 6 条の 2 第 4 項)

- (4) 参加会員は、認可業務において執行される顧客の注文を認可会員に取り次ぐ等の場合には、細則に定めるところにより行わなければならないこととする。

(第6条の2第5項)

- (5) 認可会員及び参加会員は、顧客から PTS で執行することとなる空売りの注文を受ける場合に、あらかじめ顧客に対して説明しなければならない事項を定めることとする。

(第18条)

2. 「『上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則』に関する細則の一部改正について

- (1) 認可会員に対し、認可業務において空売りを行う場合において、自社の顧客から当該空売りの注文を受けるときには、決済措置が講じられていること及び空売りであるか否かの別並びに価格規制に抵触しないか確認しなければならないこととし、その他所要の記録を残すことなどの対応を義務付けることとする。

(第2条から第4条)

- (2) 参加会員に対し、認可会員へ顧客から注文を取り次ぐときの確認義務等として、決済措置が講じられていること及び空売りであるか否かの別並びに価格規制に抵触しないか確認しなければならないこととし、その他所要の記録を残すことなどの対応を義務付けることとする。

(第5条から第7条)

3. 「PTS を通じた空売りにおける留意すべき事項について」(ガイドライン)の制定について

認可会員における空売り規制の価格規制に係る基準とする価格の取扱いについて、売買価格決定方式毎に定めることとする。

4. 「協会の従業員に関する規則」の一部改正について

協会の従業員における空売りに関する禁止行為として、PTSにおける空売りに係る禁止行為を追加することとする。

(第7条第3項第23号及び第24号)

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、平成 22 年 7 月 20 日から施行する。

○ 本件に関するお問い合わせ先

<Ⅱ. 1～3 について>

日本証券業協会 自主規制 1 部 (TEL 03-3667-8647)

<Ⅱ. 4 について>

日本証券業協会 自主規制企画部 (TEL 03-3667-8470)

以 上

「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正について

平成 22 年 7 月 20 日
(下線部分変更)

新	旧
(定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 } (現行どおり) 7 8 <u>空売り</u> 金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第26条の2の2第1項に規定する空売りをいう。 9 <u>信用取引</u> 金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第1条第1項に規定する取引をいう。 (認可業務における空売り等の取扱い等) 第 6 条の 2 <u>認可会員は、認可業務（当該認可業務に係る売買価格の決定方法が金商法第2条第8項第 10 号ロからニまでに規定する方法以外の方法である場合に限る。以下この条（第4項を除く。）及び第 18 条において同じ。）において空売り（信用取引を除く。以下同じ。）を行う場合には、細則に定めるところにより行わなければならない。</u> 2 <u>認可会員が認可業務において前項の規定に基づき空売りを行う場合には、空売りに係る公正を害する売買等を排除する方法について社内規則を定め、十分な管理態勢を確立しなければならない。</u> 3 <u>認可会員は、前項の社内規則については、作成後、速やかに本協会に提出しなければならない。当該社内規則を変更した場合も同様とする。</u> 4 <u>認可会員は、認可業務において、信用取引を行ってはならない。また、認可会員が行う認可業務において執行される顧客の注文を認可会員に取り次ぐことのできる会員（以下「参</u>	(定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 } (省 略) 7 (新 設) (新 設) (新 設)

新	旧
加会員」という。)は、信用取引となる顧客の注文を取り次いではない。 5 <u>参加会員は、認可業務において執行される顧客の注文を認可会員に取り次ぐ場合又は自己の計算による空売りを行う場合には、細則に定めるところにより行わなければならない。</u> (顧客への説明等) 第 18 条 協会員は、顧客から取引所外売買に関する注文を受ける場合には、あらかじめ、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を当該顧客に対して説明しなければならない。 1 <u>認可業務において行う場合</u> イ <u>受渡決済に関する条件</u> ロ <u>空売りの取引に係る取扱い</u> ハ <u>その他協会員が必要と認める事項</u> 2 <u>前号に掲げる場合以外の場合</u> イ <u>受渡決済に関する条件</u> ロ <u>その他協会員が必要と認める事項</u> 付 則 この改正は、平成22年7月20日から施行する。	(顧客への説明) 第 18 条 協会員は、顧客から取引所外売買に関する注文を受けた場合には、あらかじめ、<u>当該顧客に対し、受渡決済に関する条件等会員が必要と認める事項について説明しなければならない。</u> (新 設) (新 設)

「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」に
 関する細則の一部改正について

平成 22 年 7 月 20 日
 (下線部分変更)

新	旧
<u>(認可会員が空売りをを行う場合の裏付けの 確認等)</u> <u>第 2 条 認可会員は、規則第 6 条の 2 第 1 項 の規定に基づき、認可業務において空売りを 行う場合において、自社の顧客から当該空売 りの注文を受けるときには、あらかじめ当該 空売りに係る有価証券について決済措置（金 融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」 という。）第 26 条の 2 の 2 に規定する決済措 置をいう。以下同じ。）が講じられていること を確認しなければならない。</u> <u>2 認可会員は、前項の規定により確認した内 容について、次の各号に掲げる事項を記載し た書面を作成し、7 年間保存しなければならない。</u> <u>1 顧客の氏名又は名称</u> <u>2 確認年月日</u> <u>3 決済措置に係る有価証券の調達先</u> <u>4 前項の規定により確認した決済措置の 内容</u> <u>3 認可会員は、第 1 項の場合において、認可 業務において空売りを行おうとする顧客が当 該空売りに係る有価証券について決済措置を 講じていることを明らかにしない場合には当 該空売りの注文を受けてはならない。</u> <u>4 認可会員は、参加会員（規則第 6 条の 2 第 4 項に規定する参加会員をいう。以下同じ。） との間において、参加会員の顧客が行う空売 りについて参加会員が当該空売りに係る有価 証券について決済措置が講じられていること を確認できないときは当該空売りをを行うこ とができない旨の契約を締結しなければなら ない。</u> <u>5 前各項の規定は、有価証券の取引等の規制 に関する内閣府令（以下「取引規制府令」と いう。）第 9 条の 3 に規定される取引及びこれ らを認可業務において行う取引に応じて読み</u>	(新 設)

新	旧
<u>替えた場合の読替後の取引には適用しない。</u> <u>6 認可会員は、前項に該当することを確認した場合には、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、7年間保存しなければならない。</u> <u>1 顧客の氏名又は名称</u> <u>2 確認年月日</u> <u>3 取引の具体的内容</u> <u>(認可会員が空売りを行う場合の明示及び確認)</u> <u>第3条 認可会員は、規則第6条の2第1項の規定に基づき、認可業務において空売りを行う場合において、自社の顧客から認可業務において行う有価証券の売付けの注文を受ける場合には、あらかじめ当該売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。</u> <u>2 認可会員は、前項に規定する義務を履行したことを証する書類として、私設取引システム運営業務に係る取引記録に空売りであるか否かの別を記載しなければならない。</u> <u>3 認可会員は、第1項の確認に際し、自社の顧客が認可業務において行う有価証券の売付けについて空売りであるか否かの別を明らかにしない場合には当該売付けの注文を受けてはならない。</u> <u>4 認可会員は、第1項の確認をするため、参加会員との間において、参加会員が参加会員の顧客から売付けの注文を受けるに当たり、当該売付けが空売りであるか否かの別を確認する旨の契約を締結しなければならない。</u> <u>5 前各項の規定は、取引規制府令第10条各号に規定される取引及びこれらを認可業務において行う取引に応じて読み替えた場合の読替後の取引には適用しない。</u>	(新 設)

新	旧
<u>(認可会員が空売りを行う場合の価格)</u> <u>第 4 条 認可会員は、規則第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき、認可業務において行う空売りについて、金商法施行令第 26 条の 4 に準じて、空売りを行う場合の価格についての基準を定め（以下「価格規制」という。）、当該基準に該当することとなる注文を執行してはならない。</u> <u>2 認可会員は、価格規制の内容及び価格規制に係る基準価格の採用方法について、規則第 6 条の 2 第 3 項の規定に基づき本協会に提出する社内規則において定めなければならない。</u> <u>3 認可会員は、価格規制の内容及び価格規制に係る基準価格の採用方法について、あらかじめ顧客及び参加会員に周知しなければならない。</u> <u>4 前各項の規定は、取引規制府令第 14 条各号に規定される取引及びこれらを認可業務において行う取引に応じて読み替えた場合の読替後の取引には適用しない。</u>	(新 設)
<u>(参加会員が空売りを行う場合の裏付けの確認等)</u> <u>第 5 条 参加会員は、規則第 6 条の 2 第 5 項の規定に基づき、顧客の注文を認可会員に取次ぐ場合において、自社の顧客から当該空売りの注文を受けるときには、あらかじめ当該空売りに係る有価証券について決済措置が講じられていることを確認しなければならない。</u> <u>2 参加会員は、前項の規定により確認した内容について、次の各号に掲げる事項を記載した書面を作成し、7 年間保存しなければならない。</u> <u>1 顧客の氏名又は名称</u> <u>2 確認年月日</u> <u>3 決済措置に係る有価証券の調達先</u> <u>4 前項の規定により確認した決済措置の内容</u> <u>3 参加会員は、第 1 項の場合において、顧客</u>	(新 設)

新	旧
<u>が決済措置が講じられていることを明らかにしない場合には、認可会員に当該顧客の空売り注文を取り次いではない。</u> <u>4 参加会員は、規則第6条の2第5項の規定に基づき、参加会員の自己の計算による空売りを行う場合において、当該空売りに係る有価証券について決済措置が講じられていないときは当該空売りを行ってはならない。</u> <u>5 前各項の規定は、取引規制府令第9条の3各号に規定される取引及びこれらを認可業務において行う取引に応じて読み替えた場合の読替後の取引には適用しない。</u> <u>6 参加会員は、前項に該当することを確認した場合には、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、7年間保存しなければならない。</u> <u>1 顧客の氏名又は名称</u> <u>2 確認年月日</u> <u>3 取引の具体的内容</u> <u>(参加会員が空売りを行う場合の明示及び確認)</u> <u>第6条 参加会員は、規則第6条の2第5項の規定に基づき、顧客の有価証券の売付けの注文を認可会員に取り次ぐ場合には、当該注文者に対し、あらかじめ当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。</u> <u>2 参加会員は、規則第6条の2第5項に規定する場合において、認可会員に対して行う有価証券の売付け又は顧客の空売りの取次ぎについて、当該認可会員に対し、空売りであるか否かの別を明らかにしなければならない。</u> <u>3 参加会員は、第1項に規定する義務を履行したことを証する書類として、注文伝票に空売りであるか否かの別を記載しなければならない。</u> <u>4 前各項の規定は、取引規制府令第10条各号に規定される取引及びこれらを認可業務において行う取引に応じて読み替えた場合の読替後の取引には適用しない。</u>	(新 設)

新	旧
<u>(参加会員が空売りを行う場合の価格)</u> <u>第 7 条 参加会員は、規則第 6 条の 2 第 5 項の規定に基づき、認可会員に対して自己の計算による空売り又は顧客の空売りの取次ぎを行うときは、当該認可会員が規定する価格規制に該当することとなる価格で空売りを行ってはならない。</u> <u>2 参加会員は、価格規制の内容及び価格規制に係る基準価格の採用方法について、あらかじめ顧客に周知しなければならない。</u> <u>3 第 1 項の規定は、取引規制府令第 14 条各号に規定される取引及びこれらを認可業務において行う取引に応じて読み替えた場合の読替後の取引には適用しない。</u> <u>第 8 条</u> (現行どおり) <u>第 10 条</u> 付 則 この改正は、平成22年 7 月 20 日から施行する。	(新 設) <u>第 2 条</u> (省 略) <u>第 4 条</u>

平成 22 年 7 月 20 日制定

日本証券業協会

PTS における空売りの価格規制に係る基準とする価格のガイドライン

認可業務（上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則（以下「規則」という。）第 2 条第 6 号）を運営する認可会員（規則第 2 条第 5 号）における空売り規制の価格規制に係る基準とする価格の取扱いについては、売買価格決定方法毎に以下のように取り扱うものとする。

	注文のタイミング	基準とすることができる価格 (以下「基準価格」という。)	価格規制適用の可否の判断
競売買の方法 (金融商品取引法第 2 条第 8 項第 10 号イ)	自社 PTS 寄付き前	① 認可会員が銘柄毎に指定した取引所金融商品市場が公表する直近の価格(当該取引所金融商品市場が公表する基準価格を含む。) ② 自社 PTS における直近の約定価格のいずれか認可会員が定める価格	✓ 基準価格がその直前の異なる価格を下回っている場合（以下「ダウNTティックの場合」という。）は、基準価格以下での空売りを行ってはならず、基準価格がその直前の異なる価格を上回る場合（以下「アップティックの場合」という。）は基準価格未満での空売りを行ってはならない。 ✓ アップティックの場合かダウNTティックの場合にかかわらず、一律基準価格以下での空売りを禁じることでよいこととする。
	自社 PTS ザラ場中	① 認可会員が銘柄毎に指定した取引所金融商品市場が公表する直近の約定価格 ② 自社 PTS における直前の約定価格のいずれか認可会員が定める価格	✓ アップティックの場合は基準価格未満での空売りを行ってはならず、ダウNTティックの場合は基準価格以下での空売りは行ってはならない。 ✓ アップティックの場合かダウNTティックの場合にかかわらず、一律基準価格以下での空売りを禁じることで

	注文のタイミング	基準とすることができる価格 (以下「基準価格」という。)	価格規制適用の可否の判断
			もよいこととする。
顧客の提示した指値が、取引の相手方となる他の顧客の提示した指値と一致する場合に、当該顧客の提示した指値を用いる方法 (金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第17条第1号)	取引開始前	① 認可会員が銘柄毎に指定した取引所金融商品市場が公表する直近の価格(当該取引所金融商品市場が公表する基準価格を含む。) ② 自社PTSにおける直近の約定価格のいずれか認可会員が定める価格	✓ アップティックの場合は基準価格未満での空売りを行ってはならず、ダウ ンティックの場合は基準価格以下での 空売りは行ってはならない。 ✓ アップティックの場合かダウンティ ックの場合かにかかわらず、一律基準 価格以下での空売りを禁じることで もよいこととする。
	取引時間中	① 認可会員が銘柄毎に指定した取引所金融商品市場が公表する直近の価格(当該取引所金融商品市場が公表する基準価格を含む。) ② 自社PTSにおける直近の約定価格のいずれか認可会員が定める価格	✓ アップティックの場合は基準価格未満での空売りを行ってはならず、ダウ ンティックの場合は基準価格以下での 空売りは行ってはならない。 ✓ アップティックの場合かダウンティ ックの場合かにかかわらず、一律基準 価格以下での空売りを禁じることで もよいこととする。
金融商品取引業者が、同一の銘柄に対し自己又は他の金融商品取引業者等の複数の売付け及び買付けの気配を提示し、当該複数の売付け及び買付けの気配に基づく価格を用いる方法 (金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣	取引開始前	① 認可会員が銘柄毎に指定した取引所金融商品市場が公表する直近の価格(当該取引所金融商品市場が公表する基準価格を含む。) ② 自社PTSにおける直近の約定価格のいずれか認可会員が定める価格	✓ アップティックの場合は基準価格未満での空売りを行ってはならず、ダウ ンティックの場合は基準価格以下での 空売りは行ってはならない。 ✓ アップティックの場合かダウンティ ックの場合かにかかわらず、一律基準 価格以下での空売りを禁じることで もよいこととする。

	注文のタイミング	基準とすることができる価格 (以下「基準価格」という。)	価格規制適用の可否の判断
府令第 17 条第 2 号)	取引時間中	① 認可会員が銘柄毎に指定した取引所金融商品市場が公表する直近の価格(当該取引所金融商品市場が公表する基準価格を含む。) ② 自社 PTS における直近の約定価格 ③ 自社 PTS における直前の最良買い気配価格 のいずれか認可会員が定める価格	✓ 基準価格とその直前の異なる価格 (③の場合には直前の異なる最良買い気配価格) と比較し、アップティックの場合は基準価格未満での空売りを行ってはならず、ダウンティックの場合は基準価格以下での空売りは行ってはならない。 ✓ アップティックの場合かダウンティックの場合かにかかわらず、一律基準価格以下での空売りを禁じることもよいこととする。

以 上

「協会の従業員に関する規則」の一部改正について

平成 22 年 7 月 20 日
(下線部分変更)

新	旧
(禁止行為)	(禁止行為)
第 7 条 (現行どおり)	第 7 条 (省 略)
2 (現行どおり)	2 (省 略)
3 協会員は、その従業員が金商法及び関係法令において金融商品取引業者の使用人の禁止行為として規定されている行為（登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。）のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。	3 協会員は、その従業員が金商法及び関係法令において金融商品取引業者の使用人の禁止行為として規定されている行為（登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。）のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。
1 〵 (現行どおり)	1 〵 (省 略)
22	22
23 顧客から金融商品取引所又は認可業務（「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」第 2 条第 6 号に定める認可業務をいう。次号において同じ。）において行う有価証券の売付けの注文を受ける場合において、当該有価証券の売付けが空売り（金商法施行令第 26 条の 2 の 2 第 1 項に規定する空売りをいう。次号及び第 25 号において同じ。）であるか否かの別を確認せずに注文を受けること。ただし、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（以下「取引規制府令」という。）第 10 条に規定する取引及びこれらを認可業務において行う取引に応じて読み替えた場合の読替後の取引を除く。	23 顧客から有価証券の売付けの注文を受ける場合において、当該有価証券の売付けが空売り（金商法施行令第 26 条の 2 の 2 第 1 項に規定する空売りをいう。次号及び第 25 号において同じ。）であるか否かの別を確認せずに注文を受けること。ただし、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（以下「取引規制府令」という。）第 10 条に規定する取引を除く。
24 顧客から受託をした金融商品取引所又は認可業務において行う有価証券の空売りについて、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める価格（以下「直近公表価格」という。）以下の価格で当該空売りを行うこと。ただし、取引規制府令第 14 条に規定する取引及びこれらを認可業務において行う取引に応じて読み替えた場合の読替後の取引並びに当該直近公表価格の直近に公表された当該直近公表価格と異なる価格を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行う取引を除く（次号において同じ。）。	24 顧客から受託をした空売りについて、当該空売りに係る有価証券につき金融商品取引所が当該空売りの直近に公表した価格（以下「直近公表価格」という。）以下の価格で当該空売りを行うこと。ただし、取引規制府令第 14 条に規定する取引及び金融商品取引所が当該直近公表価格の直近に公表した当該直近公表価格と異なる価格を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行う取引を除く（次号において同じ。）。
イ 金融商品取引所において注文が執行される場合 空売りにかかる有価証券につき金融商品取引所が当該空売りの直近に公表した価格	
ロ 認可業務において注文が執行される場	

新	旧
<u>合</u> <u>空売りにかかる有価証券につき金融商</u> <u>品取引所が当該空売りの直近に公表した</u> <u>価格又は当該認可業務を行う会員が当該</u> <u>空売りの直近に公表した価格のいずれか</u> <u>で当該会員が定める価格</u> 25 } (現行どおり) 31 付 則 この改正は、平成 22 年 7 月 20 日から施行する。	25 } (省 略) 31

「格付の利用のあり方に関するワーキング・グループ」の設置について

平成22年7月20日

日本証券業協会

1. 設置の趣旨

金融庁においては、金融危機後の国際的な議論を踏まえ、投資家による格付への過度な依存を是正する観点から、金融商品取引法の改正を行うとともに関係内閣府令等の改正案を公表しているところである。

当該改正により、格付会社の登録制の導入に加え、無登録格付会社の格付の利用に規制が行われるほか、これまで格付の公的利用（公的規制の枠組みの下で格付を利用すること）が認められていた法規制（例：親法人・子法人等が発行する有価証券の引受主幹事に関する基準等）についても見直しが行われていることを踏まえると、今後、証券業界においても、格付の利用のあり方について検討する必要性が生じているものと考ええる。

今般、格付に代わる信用リスク評価の方法等の検討も含め、投資家保護の観点から、今後の格付の利用のあり方について広く検討をするため、公社債委員会の下部機関として、標記ワーキング・グループを設置し、検討を進めることとする。

2. 検討事項

- (1) 今般の格付制度の見直しを踏まえた、格付の利用のあり方について
- (2) その他

3. ワーキング・グループの構成

- (1) 本ワーキング・グループは、協会の役職員、発行体、適格機関投資家、アナリスト並びに信用格付業者等をもって構成する。
- (2) 本ワーキング・グループに主査を置く。
- (3) 本ワーキング・グループに副主査を置くことができる。
- (4) 本ワーキング・グループには、主査の判断により、必要に応じ分科会を置くことができる。
- (5) 本ワーキング・グループには、主査の判断により、必要に応じオブザーバーを置くことができる。

4. ワーキング・グループの運営

本ワーキング・グループは、その検討状況について、適宜、公社債委員会に報告を行う。

5. 事務の所管

本ワーキング・グループについての庶務は、自主規制2部が担当する。

以上